## 領

## 韓

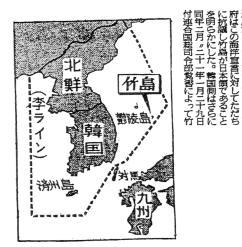
反ばく」と選する公文管を在日韓国代表部の金公使に手交、日本政府の竹島領有に関する強い主張を示したことを明らかにした。これ 政府は日韓両国間の惡寒旱 明解決に乗り出そうとしているが、外務省筋では最近「竹島に関する韓国政府の見解に対する日本国政府の 十であるとの主張を設開したものである。<br />
なお政府の反ばくに対して近日中に韓国側の反論が<br />
帝せられることになっている。 は二十八年九月九日付で韓国政府から寄せられた。竹島は韓国領である。との見解に対して歴史上、国際法上の各面から日本因有の領

者も動質して三年余にわたり、 は次の諸点である。 のである。政府の反論の主要点 韓国側の主張に検討を加えたも

外務省が手交した反ばく音は学

月二十二日村の島根県編入告示、 不正確であり、韓国側が于山岛一、韓国側の文献や事実の引用は 韓国のいう于山島、三峯島は現在 という主張はなんら根拠がない。 または三条岛を今日の竹島である 一、法的にみれば明治三十八年二 別個の日本固有のものである。 の鬱陵島のことで、竹島はこれと

令部党書の行政権停止措置を確認 平和条約の領土条項は連合国総司 る領土取得の要件を備えている。 な経営は近代国際法で必要とされ 一、韓国側はサンフランシスコ 太平洋戦争発生直前までの有効的



込んだことから始まっている。政が領が海洋主権宣言を行ない、い統領が海洋主権宣言を行ない、い統領が海洋主権宣言を行ない、いが島の領有が問題となったのは二竹島の領有が問題となったのは二 レス米全権によって明らかにされ 見解がサンフランシスコ会議でダ 列岛にはふくまれていないという れたハボマイ群島が放棄した千島 る。同じ覚書で行政権が停止さ か覚暦と平和条約とは無関係であしたものであると 主張している 十六カイリに位置する総面積約 松島と呼んでいたが、韓国側は 七万坪の小群島で日本側は古く 竹島は島根県隠岐島の西北約八 同年四月、ふたたび反ばく、発音同年四月、ふたたび反ばく、発音が日本の領有から排除されたことはかれ、行政権が停止されたことはかれ、行政権が停止されたことはかれ、行政権が停止されたことはかれ、行政権が停止されたことはかれ、行政権が停止された。 た。。韓国政府はこれを拒否しめたが、韓国政府はこれを拒否し 反論を提示してきたわけである。二十八年九月にいたって、詳細なとを明らかにし、その後韓国側は ことを決窓、二十九年九月捷訴のるため国際司法裁判所に提訴するだとして国際世論に判断をゆだねに当断をゆだね 取締りを行なった。また政府は日財締りを行なった。また政府は沿上陸、同島領海内での不法漁業問上陸、同島領海内での不法漁業問とで、政府は海上保安庁巡視を強回にわたり高島に派遣している。 とを明らかにし、その後韓国側はは同島の帰属とは無関係であるこ

ている事実でも明らかである。

現在独島と呼んでいる。

毎日新聞<朝刊>(新聞集成昭和編年史昭和32年版 I)(1957年1月28日) 島根県立図書館所蔵